

処分基準

平成17年4月1日作成

法 令 名 : 道路交通法
根 拠 条 項 : 第51条の9
処 分 概 要 : 登録法人に対する適合命令
原権者(委任先) : 石川県公安委員会
法令の定め :
<p>処 分 基 準 :</p> <p>登録法人に道路交通法第51条の8第4項各号のいずれかに適合しない事実が認められた場合には、当該事実が発生するに至った背景、当該事実の早期是正の見込み等の事情を勘案して、当該事実に応じた必要な措置をとるべきことを命ずることとする。</p> <p>なお、次のような場合は、適合命令は行わないこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路交通法第51条の8第4項各号のいずれかに適合しなくなった事実が判明した後、当該法人が速やかにこれを是正・回復等しようとしており、その早期是正・回復等が見込まれるとき。
問い合わせ先 : 石川県警察本部交通部交通指導課駐車対策係 (電話076-225-0110内線5154)
備 考 :